発 行 メディカル・マネジメント・プランニング・グループ TEL03-5537-3411(代) FAX03-5537-3412 http://www.mmpg.gr.jp

# ●今号のテーマ●

# 地域包括ケアシステム

# 地域包括ケア時代に 求められる医療機関の役割

2012年4月1日から施行された改正介護保険法。今回の改正で核となったのが、「地域包括ケア研究会報告書」の 考え方です。報告書で提唱されている「地域包括ケアシステム」は、24時間365日の訪問診療・訪問看護・訪問介護、 高齢者住宅の整備など、高齢者が住み慣れた地域で、在宅を基本とした生活を継続していくための支援体制の構 築を目指しており、今後の医療・介護提供体制のあるべき姿として、多くの関係者から注目を集めています。 診療所や病院はどのようにかかわっていけばよいのか、その方向性を探ります。

### 今号のPoint

Point I 地域包括ケアシステムの概要と課題

医療系への期待が高いサ付き住宅の運営主体 Point 2

定期巡回と連携し「脱施設」を先取りせよ Point 3

医療機関ならではの役割担うことが必要 Point 4

# 今号の Key word

2008年度老人保健健康增進等

#### 地域包括ケア研究会報告書

事業として実施された「在宅医療 と介護の連携、認知症高齢者ケア 等地域の在り方等研究事業」にお いて、12年度からはじまる第5期 介護保険事業計画の計画期間以降 を展望し、地域包括ケアシステム のあり方やそれを支えるサービス などについて具体的な検討を行う ために開催された「地域包括ケア 研究会」(座長:田中滋・慶応義塾 大学大学院教授)によって、まとめ

られた報告書。

### ●サービス付き高齢者向け住宅 (サ付き住宅)

サービス付き高齢者向け住宅と は、安否確認をはじめ、生活支援 のサービスがついた高齢者用の賃 貸住宅のこと。「高齢者の居住の 安定確保に関する法律等の一部を 改正する法律」(改正高齢者住まい 法) の施行を受け、既存の高齢者 円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃 貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅 を廃止し、サ付き住宅に一本化さ れた。経過措置がないため、これ らの賃貸住宅は要件を満たして登 録しなければ、単なる賃貸住宅と 見なされる。

### ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

2012年4月1日に施行された改 正介護保険法で新設された介護保 険サービス。訪問介護と訪問看護 を組み合わせた定期巡回訪問と随 時の対応を行うことで、介護施設 で行われている24時間ケアを在宅 で生活している利用者にも提供す



### Point I

# 地域包括ケアシステムの 概要と課題

地域包括ケアシステムとは、団 塊の世代が75歳以上を迎える 2025年を見据えたビジョンとして 「地域包括ケア研究会報告書」で提 唱された、あるべき医療・介護の 姿であり、「ニーズに応じた住宅が 提供されることを基本としたうえ で、生活上の安全・安心・健康を 確保するために、医療や介護のみ ならず、福祉サービスを含めたさ まざまな生活支援サービスが日常 生活の場(おおむね30分以内〈中学 校区を基本とする〉) で提供できる ような地域での体制」と定義され ています(図表1)。

これを実現するには、①医療と 介護の連携強化、②介護サービス の充実強化、③予防の推進、④見 守り、配食、買い物など、多様な 生活支援サービスの確保や 護、⑤高齢期になっても住み続け ることのできるバリアフリーの高 齢者住宅の整備――の5つの視点 での取り組みが包括的、継続的に 行われることが必須とされていま す(図表2)。

の主な役割は、在宅に療であり、 中心を担うのは診療所です。これ からの診療所には、かかりつけ医 機能に加え、訪問診療や往診、患 者の状態に応じて必要な医療機関 を紹介するゲートキーパー的な機 図表1からもわかるとおり、地 能も求められるようになるのです。

#### 図表2 地域包括ケアシステムについて



#### 【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的(利用者のニーズに応 じた1~5の適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切 れ目ないサービス提供)に行われることが必須。

- ①医療との連携強化
- ②介護サービスの充実強化
- ③予防の推進
- 4見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ⑤高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備(国交省)

【出典】第32回社会保障審議会介護保険部会 資料

#### 図表1 医療・介護の提供体制の将来像の例 ~機能分化し重層的に住民を支える医療・介護サービスのネットワーク構築~

〇日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まいが切れ目なく、継続的かつ一体的に提供される「地域包括 ケアシステム」の確立を図る。

〇小・中学校区レベル(人口1万人程度の圏域)において日常的な医療・介護サービスが提供され、人口20~30万人 レベルで地域の基幹病院機能、都道府県レベルで救命救急・がんなどの高度医療への体制を整備。

# 医療提供体制の効率化・重点化と機能強化

地域包括ケアの実現(包括的ケアマネジメントの機能強化)



# Point 2

# 医療系への期待が高いサ付き住宅の運営主体

地域包括ケアシステムにおける 基本は、暮らしの場の構築です。 その中心に据えられている住まい がサ付き住宅なのです。

これは2011年10月に施行された改正高齢者住まい法で位置づけられたもので、すでに登録制度がはじまっています。それに伴って、高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅は廃止されました(図表3)。要件を満たせば、有料老人ホームも登録することができ、厚生労働省と国土交通省の共管となっているのも特徴の一つです。

今後、国交省では50~60万戸整備していくとしており、この目標をクリアするために、サ付き住宅の建設や改修費の助成金として、今年度予算に355億円を計上、

手厚い支援を図っています。 ため、医療・介護業界だけでなく 不動産業界などにも参入の動きが 目立っており、まさに「追い風」が 吹いています。

医業経営の視点で見れば、サ付 き住宅にどのように関与していく かが今後の対応の大きなポイント になります。サ付き住宅では、訪 間診療や定期巡回・随時対応型訪 問介護看護などのサービス提供が 想定されるほか、健康管理や予防 医療、重度化や急変時への対応な ど、医療ニーズは高くなります。 医療法人が運営する、ということ は入居する高齢者に対して大きな 安心感をもたらし、民間事業者に 対する高い競争力が担保できま す。そのため、既に介護事業を展 開していたり、入居者となりそう な高齢患者を多く抱えている診療 所では、新たな収益源や、患者サー ビスの充実という点からも検討す べきです。ただし、サ付き住宅の

りせん。入居者の募集。 の管理など専門的にできる経営人 材の確保が必要です。

もちろん、すべてを自前で行う のではなく、地域のサ付き住宅と 連携して訪問診療部分を担うとい うスタイルもあります。そのほか 最近では土地や建物は地主が所有 し、医療法人はそこを借りて運営 するもしくは、医療・介護サービ スの提供部分だけを担うというか かわり方もあります。

# Point 3

# 定期巡回と連携し 「脱施設」を先取りせよ

医療依存度の高い高齢者やターミナルの患者を含めた重度の要介護者の在宅生活を支えることを目的に、2012年度の介護保険法改正で、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に提供し、定期巡回訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が創設されました。

利用者に対して行ったアセスメントに基づいて30分未満の短時間 定期訪問を1日に数回行い、排泄 ケアなど必要なサービスを提供 し、体調不良などの場合には随時 訪問で対応するサービスです。短 時間の定期訪問と随時訪問をセットに、介護施設で行われている24 時間ケアと同様のサービスを、在 宅でも提供しようというものです。

対象となるのは、要介護度が高 く、かつ医療依存度も高い利用者 が想定されます。また、サ付き住 宅の入居者も視野に入ります。

経営的には、これまでの訪問看 護ステーションの発展形として定 期巡回型を直接運営することが考 えられます。そうでない場合でも、 同サービスを提供する事業所やサ



# 高円賃

### 高齢者向け 円滑入居賃貸住宅

- ■高齢者の入居を 拒否しない (若者の入居も可)●都道府県への
- ●都道府県へ 登録制

# 高専賃

#### 高齢者専用 賃貸住宅

- ●高齢者のみを受け入れる
- 都道府県への登録制 (住宅位置や戸数など、 高円賃より詳細な情報 を申請)
- ●適合高専賃として登録 すれば、住居内で介護保険 サービスの提供が可能

# 高優賃

# 高齢者向け 優良賃貸住宅

- ●原則60歳以上を 受け入れる
- 都道府県の認定制 (床面積が25㎡ 以上、パリアフリー などの要件あり)



# 3つの住宅類型を廃止して一本化

サービス付き高齢者向け住宅

付き住宅の運営者と密に連携しな がら、在宅診療の提供などを通じ て「主治医」としてかかわることが ポイントです。施設から在宅へと いう地域包括ケアシステムの流れ のなかで、診療所が在宅医療にか かわることこそが、集患、そして 収益につながっていくのです。

# Point 4

# 医療機関ならではの 役割担うことが必要

地域包括ケアシステムでは、「住 まい」をベースに「医療」「介護」「生 活支援「予防」などはすべて生活 者を支えるためのサービスの1つ として位置づけられます。

なかでも医療には、①QOLの 維持・向上に専門的な立場から関 与、②QOD (Quality of Death) への関与、③地域のベースキャン プ機能が求められています。①と ②は、24時間対応の在宅医療や訪 問看護、リハビリの強化などが中 心で、主に地域の診療所の役割。 一方、③はレスパイトケアなどが 含まれ、中小病院でなければ難し いでしょう。

医師には在宅医療開始時の指 導、看護職員には病状観察や夜間 を含む急変時の対応と看取り。セ ラピストにはリハビリのアセスメ ントと計画作成や困難ケースを中 心としたリハビリの実施。介護職 の服薬管理や一部の医療的ケアの 実施、認知症を有する高齢者など の生活障害に対する支援などが必 要になります(図表4)。

医療機関には経営的な観点か ら、各種サービスを整備するとと

もに全体をマネジメント 営人材を育成していかなければな

図表4 2025年によける地域包括ケアを支える人材の役割分担のイメ

|          | 現在   | 2025年   |
|----------|--|---|
| 医師       | <ul><li>定期的な訪問診療</li><li>急変時対応</li><li>看取り</li></ul> | 在宅医療開始時の指導<br>急変時の対応・指示<br>看取り                |
| 看護職員     | <ul><li>診療の補助(医行為)</li><li>療養上の世話</li></ul>          | 病状観察<br>夜間を含む急変時の対応<br>看取り                    |
| PT·OT·ST | ● リハビリテーション<br>実施                                    | リハビリテーションのアセスメント・計画作成<br>困難ケースを中心にリハビリテーション実施 |

#### 「企議職かど」

|                         |         | 現在                              | 2025年  |
|-------------------------|---------|---------------------------------|--|
| 介護職員                    | 介護福祉士   | ● 身体介護<br>● 家事援助                | 身体介護<br>身体介護と一体的に行う家事援助<br>認知症を有する高齢者等の生活障害に対する支援<br>要介護者に対する基礎的な医療的ケアの実施*<br>日常生活における生活機能の維持・向上のための支援(機能訓練等)<br>他の介護戦員に対する、認知症ケアのスーパーバイス・助言 |
| _                       | 介護福祉士以外 | ● 身体介護<br>● 家事援助                | 身体介護<br>身体介護と一体的に行う家事援助<br>認知症を有する高齢者等の生活障害に対する支援  |
| 日常生活の支援(民間<br>事業者・NPO等) |         | ●配食<br>●日々の移動の手伝い<br>● レクリエーション | 家事援助<br>配食<br>日々の移動の手伝い<br>レクリエーション  |

- 注1:上数は原宅サービスのイメージ 注2:施設サービスについても、サービスの外付け化を図ることにより、可能な限り居宅サービスと同じような役割分担を実現する 注3:物域ごとにサービス提供体制について承軟性を持たせることが必要 来:介護福祉上が行う専入情報に対する基礎的な医療的ケアJの代表的な例としては、服業管理、経管栄養、喀痰吸引などが考えられる(出典: 地域包括ケア研究会報告書)

【出典】MMPG 医療情報レポートvol. 105

# 総括

# 地域包括ケアのコーディネーターとして積極的にかかわっていこう

従前の日本の医療体制では、医 療機関は医療機関内での治療の充 実が主眼と位置づけられています が、地域包括ケアシステムでは、 地域のなかで暮らし続けることが 主眼であり、それを支援するサー ビス提供を考えることが必要です。

これは、「医療」「住まい」「介護」 「生活支援」「予防」にかかわる事業 体が、それぞれの専門性を活かし ながら連携してトータルに高齢者 の生活を支えるということです。 そのなかで医療機関は、コーディ ネーターとして中心的な役割を果 たすべきで、足りない部分は自ら 事業運営をしていくことも考える 必要があります。

たとえばサ付き住宅では、医療 の関与は絶対に必要です。また、 訪問看護の機能も必須です。医療 機関は、サ付き住宅の医療機能を 担保しなければなりません。自ら 主体となって運営することも必要 ですし、それが経営的に収益をも たらす可能性は高いでしょう。ま た、連携と協働によって担保する ことも考えなければなりません。

さらに、サ付き住宅に限らず、 地域でニーズが強いにもかかわら ず地域で提供されていないサービ スは、自ら手を挙げる、あるいは 事業者を誘致してくることを考え るべきです。それが、「コーディネー ター」としての責任だからです。



#### MMPG医療情報レオ - h Vol. 108

k正介護保険法により2017年度末まで延期されたものの、廃止が決定しています。 介護療養病床 このような中、 025年問題の解<mark>決</mark>策として「地域包括ケアシステム」をはじめとする様々な施策が示され、今次の報酬改定に

「施 「医療<mark>から介護へ」「在宅医療・介護元年」などのキーワードが挙げられました。</mark> から 議と後 Jについて検証すると共に、今後の方策を展望しています。